

○総務省令第四百十六号

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）附則第二項の規定により読み替えて適用される同令第五条及び第六条の規定に基づき、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

総務大臣 川端 達夫

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則（昭和三十二年総理府令第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十八年度から平成二十二年度までの各年度分」を「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」に、「平成17年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「平成18年改正前の政令附則第7項」を「平成23年改正前の政令附則第2項」に改める。

附則第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「平成十三年四月一日か

ら平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に、「当該年の土地の価格に係る台帳価格を」を「当該年度の初日の属する年の三月三十一日現在において国有財産台帳に登録された当該土地の価格（国有財産台帳に当該土地又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格。以下「当該年の土地に係る台帳価格」という。）が」に改め、「で除して得た数値（以下「上昇率」という。）が $1.05$ 」を削り、「次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる価格補正率を乗じて得た」を「当該年の土地に係る台帳価格と前年度分の当該土地に係る算定基礎価格の差額の三分の一に相当する額を加算して得た」に改め、同項の表を削り、附則に次の一項を加える。

4 平成二十四年度における前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」とする。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。